

1. 戦略策定の背景

(1) 生物多様性保全に関する世界と日本の動き

生物多様性は、地球上に生命が誕生して以来、40億年もの長い歴史を経て形成されてきました。しかしながら、近年、人間活動の拡大によって劣化の一途をたどっています。このため、平成4年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（国連環境開発会議）において「気候変動枠組条約」とあわせて、「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）が採択され、生きもの全般の保全に関する国際的な取り決めがされました。日本は平成5年5月に18番目の締約国として「生物多様性条約」を批准し、同年条約が発効しました。

同条約では、「生物多様性の保全」「その持続可能な利用」および「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」の3つの目的が掲げられ、締約国には生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することが求められています。これを受けて日本では、平成7年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定、平成14年にはその国家戦略を大きく見直した「新・生物多様性国家戦略」が策定され、さらに、平成19年には「新・生物多様性国家戦略」を全面的に見直し、「第三次生物多様性国家戦略」が策定されました。また、平成20年には、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進するために「生物多様性基本法」が施行されました。この基本法では「都道府県や市町村が区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を策定するように努めなければならない」ことなどが規定されています。平成22年の3月には「生物多様性国家戦略2010」が策定され、同年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が約190の国と地域の参集のもと愛知県名古屋市で開催されました。さらに平成24年9月には、「生物多様性国家戦略2010-2020 ～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」が策定されています。

(2) 生物多様性保全に関する奈良県の動き

奈良県においては、平成15年度から県内に生息する野生動植物の現況を調査し、貴重な野生動植物種を選定・評価することにより、地域の自然特性を明らかにし、県民の郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図る目的で、「大切にしたい奈良県の野生動植物－奈良県版レッドデータブック－」の作成に着手しました。その結果、平成18年3月に、哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類の脊椎動物編を、平成20年3月には植物・昆虫類編を公表しました。また、「大切にしたい奈良県の野生動植物－奈良県版レッドデータブック－」に掲

載された種・群落のうち150の種・群落を取り上げ、写真と分かりやすい解説文でまとめた普及版を発刊しました。

平成21年3月には、希少な野生動植物の保護を図ることで生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全するため「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。平成22年4月からの本格施行にあわせて、特に保護を図る必要があると認められる希少な野生動植物を特定希少野生動植物に指定し、生きている個体の捕獲や採取などを禁止しています。現在、特定希少野生動植物は動物5種、植物7種の12種で、そのうちニッポンバラタナゴについては、平成23年3月に保護管理事業計画を策定し積極的な保護活動に取り組むとともに、残りの種についても順次保護管理事業計画の策定を予定しています。さらに、保護活動を推進する上で、県民などの理解と協働が不可欠であることから、識見と熱意を有する希少野生動植物保護専門員の委嘱や地域住民などによる保護活動を積極的に推進するため希少野生動植物保護巡視団体の認定を行っています。

（3）「生物多様性なら戦略」の位置づけ

生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくためには「生物多様性の保全と創出」「生態系サービスの持続可能な利用」「生物多様性を活用した地域の活性化」および「生物多様性を支える基盤づくり」の取組を中・長期的な視点に立って計画的に推進していく必要があります。

このため、生物多様性に関する新たな動向そして奈良県における生物多様性保全の取組の現状を踏まえながら、各種施策を効果的かつ効率的に推進するとともに、奈良県の自然環境を総合的に保全します。そこで県では、県民や市町村、団体（NPO法人など）、企業、大学・研究機関などの多様な主体が、生物多様性をはじめ自然環境の保全に取り組んでいく際の羅針盤的な役割を果たす「生物多様性なら戦略」を策定することにしました。

「生物多様性なら戦略」は、生物多様性基本法第13条に定める「生物多様性地域戦略」であり、奈良県の自然的・社会的特性に基づいた生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画です。また、本戦略は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として策定中の「新奈良県環境総合計画（改訂版）」（案）における「生物多様性の保全」の項目の具体的な戦略を示したものです。

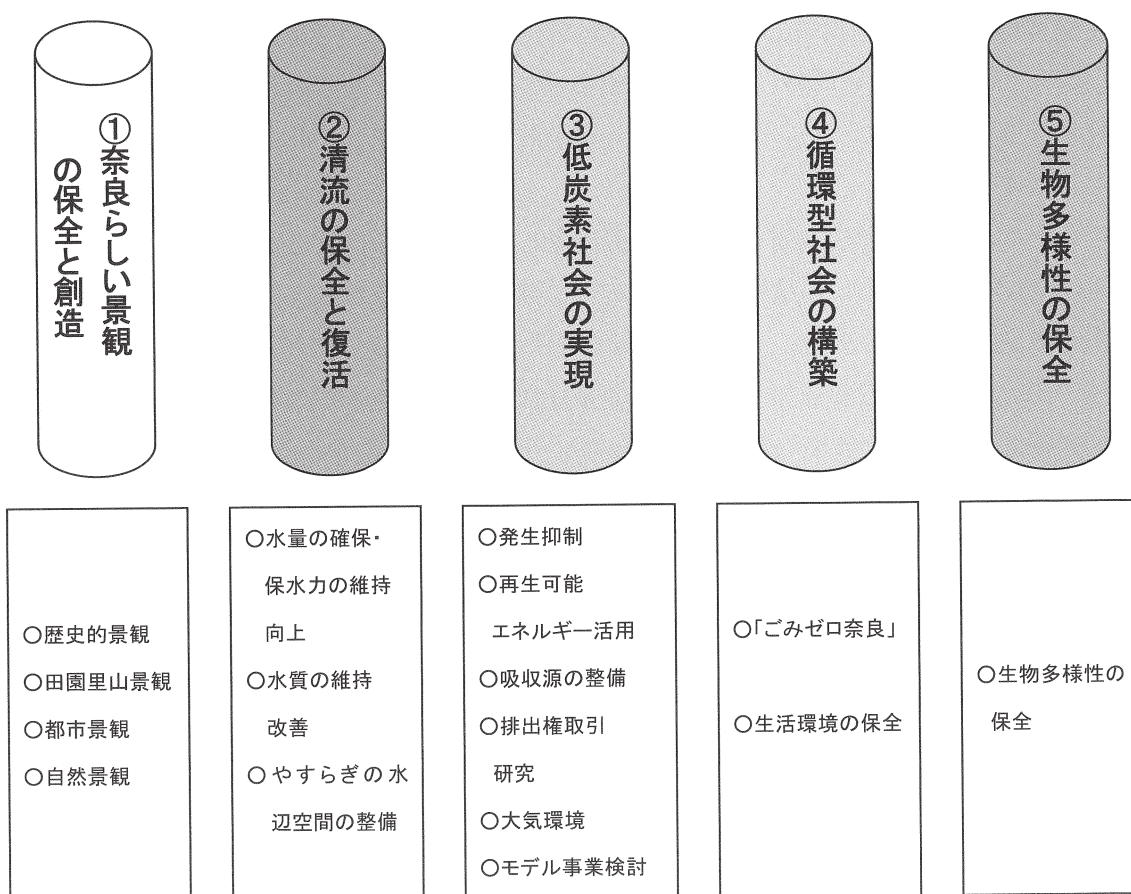
【新奈良県環境総合計画（改訂版）】（案）

「新奈良県環境総合計画」は、「豊かな自然と優れた歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」を基本理念とし、次の5つの柱を基本目標として施策を展開していきます。

- ①「奈良らしい景観の保全と創造」
- ②「清流の保全と復活」
- ③「低炭素社会の実現」
- ④「循環型社会の構築」
- ⑤「生物多様性の保全」

○この計画は奈良県環境基本条例に基づく県環境行政の基本となる計画です。

○取組期間は平成23年度から27年度の5年間です。



2. 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉です。「生物多様性条約」によれば、生物多様性をすべての生きものの間に違いがあることと定義し、「生態系の多様性」「種（在来種）の多様性」「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしています。「生物多様性」とは、「さまざまな生態系に、さまざまな在来の種が、さまざまな遺伝子を有して生きていること」です。生きものは、長い進化の歴史を経て、お互いにつながり合い、支え合ってきました。私たち人間もそのつながりのほんの一部です。

（1）生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、草地、河川、ため池など、さまざまなタイプの自然があることです。奈良県にも、森林、里地里山、河川、ため池などに適応した生きものが生活するさまざまなタイプの生態系が存在しています。



森林の生態系：大台ヶ原（上北山村）



里地の生態系（大和郡山市）



河川の生態系：吉野川（五條市）

（2）種（在来種）の多様性

動物や植物を分類する基本的な単位を種といいます。地球上には、ニホンカモシカ・ニホンジカ・イノシシ・ヒトなどの哺乳類から、ミジンコやゾウリムシ・アメーバーや細菌などの微生物まで約3,000万種ともいわれる多種多様な生きものが生息・生育し、奈良県でも、約9,000種の脊椎動物・昆虫類・維管束植物が確認されています。



ニホンカモシカ（吉野郡）
（昭和30年に国の特別天然記念物）



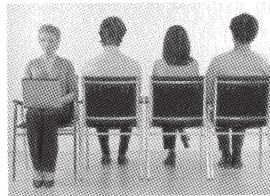
コマドリ
（大峰山系・台高山系・伯母子山系）
（昭和41年に県の鳥に指定）



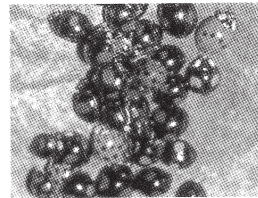
トガサワラ（川上村三之公）
（昭和4年に国の天然記念物の指定）

(3) 種内（遺伝子）の多様性

私たち人間が一人ひとり違うように、同じ種の動物や植物でもよく観察すると微妙な違いがあります。例えば、同じゲンジボタルでも、東日本は4秒周期で西日本では2秒周期と発光の間隔が異なることが知られています。一番よく分かるのは体形や顔の違いで、サルではこれらの違いを利用して個々に名前をつけて行動などの研究がされています。乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、種の中にも個体差があります。遺伝子が多様であることは、種全体としては環境変化への適応力が高まることになります。



私たちは「ヒト」という一つの種ですが、遺伝子レベルでの違いにより、一人ひとりが違います。



ナミテントウの模様は、個体によってさまざまです。